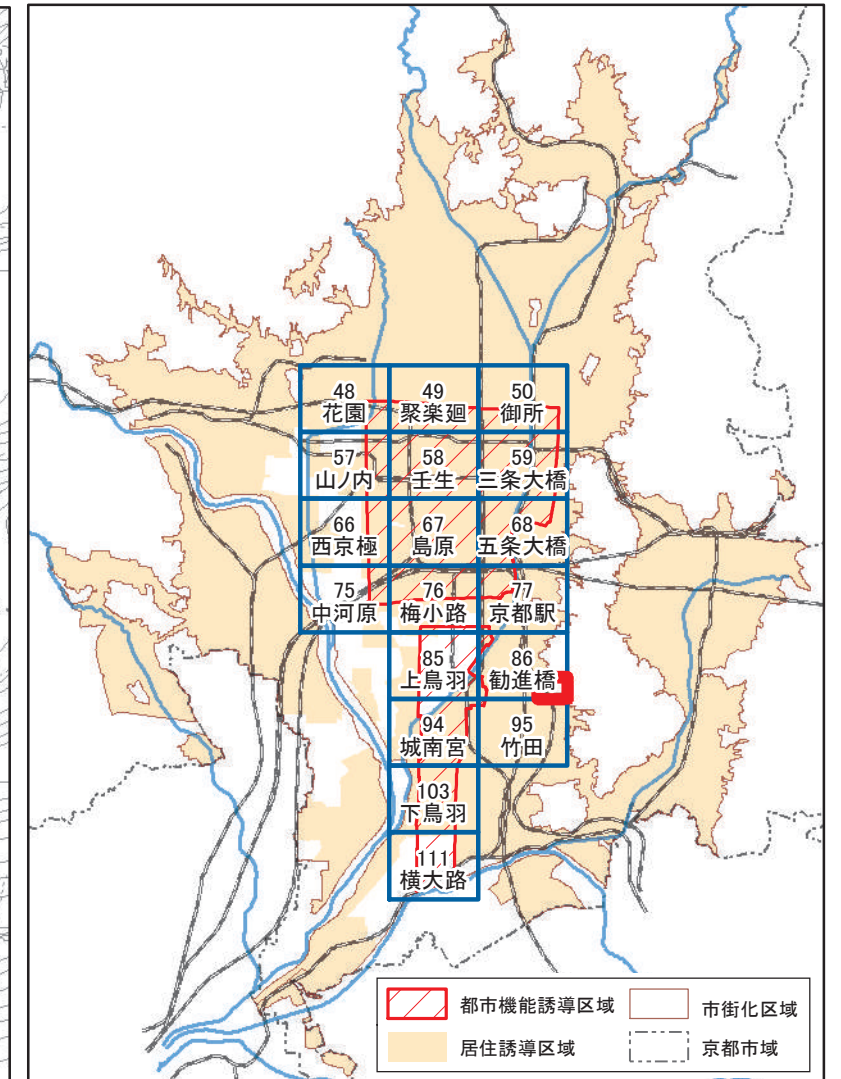
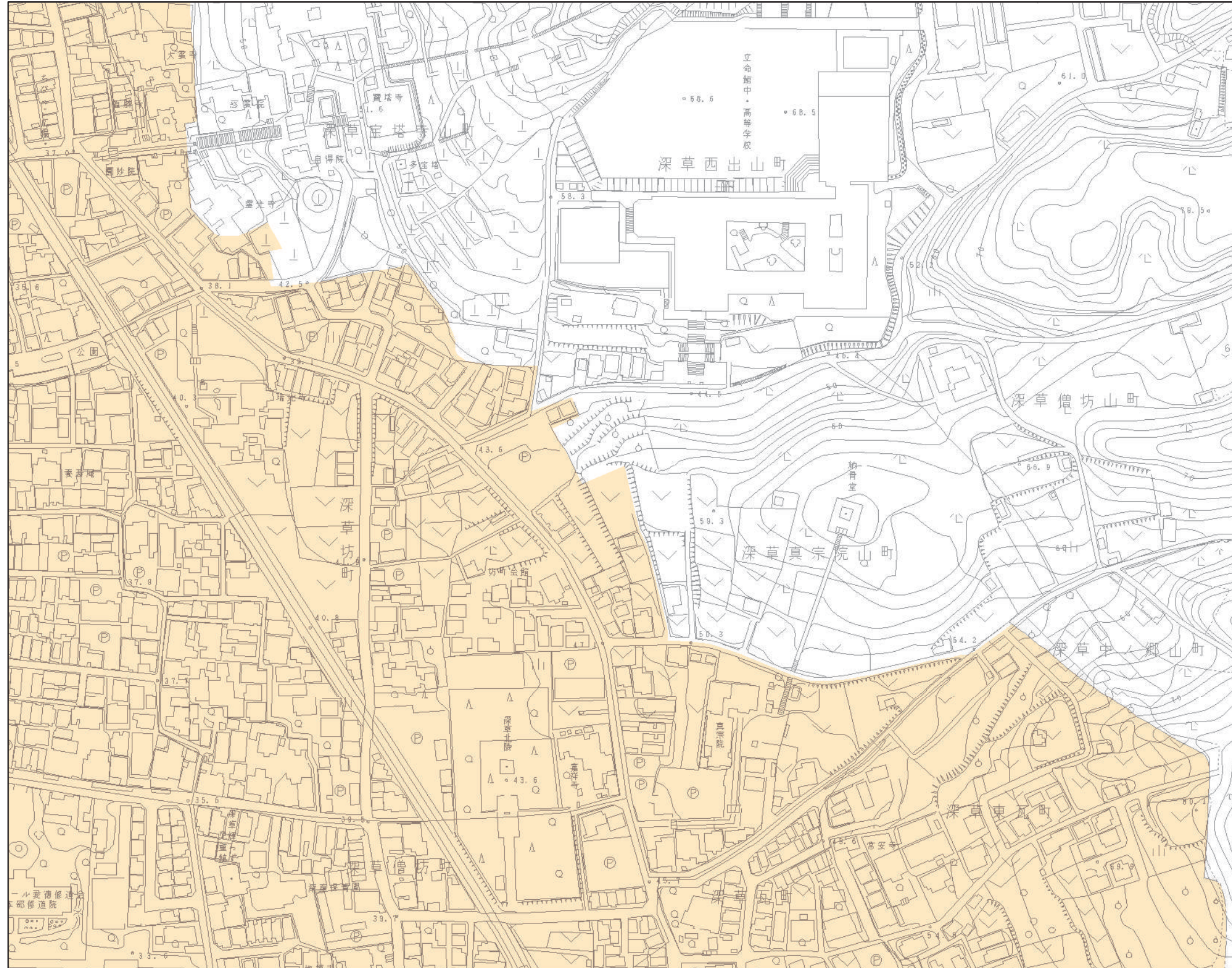


86 勸進橋 (9/9)



(注)
 ◆居住誘導区域について
 居住誘導区域は「市街化区域の全域」のうち、
 ア 工業地域
 イ 工業専用地域
 ウ 土砂災害特別警戒区域
 エ 急傾斜地崩壊危険区域
 を除く全ての区域です。
 ウ及びエの区域については、図示することが困難なため、
 表示していません。
 ウの詳細は、京都府マルチハザード情報提供システムで、
 エの詳細は、京都府京都土木事務所又は京都府乙訓土木
 事務所で確認してください。

